

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画
＜公益財団法人ひょうご環境創造協会＞

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月 1日 ～ 令和11年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：仕事と子育ての両立のため、男性職員を含む全職員に対し、子の看護休暇、育児・介護に関する休暇、育児休業給付や介護休業給付などの制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

●令和6年 4月～ 職員への周知・啓発の実施

目標2：職員の家庭や子育てへの参加意識を高めるとともに、職員の健康保持の観点から、業務に支障の無い範囲で毎月1日以上の年次有給休暇の取得を促すとともに、夏季休暇の完全取得に努める。

＜対策＞

●令和6年 4月～ 年次休暇管理簿を作成し、年次休暇の取得状況を管理するとともに、必要に応じて業務執行体制の見直し等を実施する。

目標3：時間外労働を削減するため、業務改善を推進する。

＜対策＞

●令和6年 4月～ 四半期ごとの状況把握と原因分析等を行う。